（経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に高圧ガス保安法（以下この条及び次条において「法」という。）第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者（圧縮、液化その他の方法で処理することができるこの政令による改正前の高圧ガス保安法施行令第三条の表第一号に規定する第一種ガス以外のガスであって、この政令による改正後の高圧ガス保安法施行令第三条の表第一号に規定する第一種ガスに該当するもの（以下この項において「特定ガス」という。）の容積が一日百立方メートル以上三百立方メートル未満である高圧ガスの製造をする設備を使用して特定ガスの製造をする者に限る。）は、この政令の施行の時において、それぞれ法第五条第二項第一号又は第十四条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

2　この政令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の規定による許可の申請（前項に規定する設備に係るものに限る。）をしている者は、この政令の施行の時において、それぞれ法第五条第二項第一号又は第十四条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

3　この政令の施行の際現に法第五条第一項の許可（第一項に規定する設備に係るものに限る。次項において同じ。）を受けている者が当該許可を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵している貯蔵所であって法第十六条第一項の第一種貯蔵所に該当するものは、この政令の施行の時において、同項の許可を受けたものとみなす。

4　この政令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受けている者が当該許可を受けたところに従って高圧ガスを貯蔵している貯蔵所であって法第十七条の二第一項の第二種貯蔵所に該当するものは、この政令の施行の時において、同項の規定による届出がなされたものとみなす。

第三条　この政令の施行の際現に法第十六条第一項又は第十九条第一項の許可（この政令の施行により法第十六条第一項の政令で定めるガスの種類ごとに同項の政令で定める値未満の高圧ガスを貯蔵する貯蔵所に該当することとなるものに係るものに限る。）を受けている者は、この政令の施行の時において、それぞれ法第十七条の二第一項又は第十九条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

2　この政令の施行の際現に法第十六条第一項又は第十九条第一項の規定による許可の申請（この政令の施行により法第十六条第一項の政令で定めるガスの種類ごとに同項の政令で定める値未満の高圧ガスを貯蔵する貯蔵所に該当することとなるものに係るものに限る。）をしている者は、この政令の施行の時において、それぞれ法第十七条の二第一項又は第十九条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条　この政令（附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十一号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律（昭和二十七年法律第二百三十二号）第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律施行令（昭和三十四年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」の下に「（以下「法」という。）」を、「までの規定」の下に「及び第九十九条の二（法第二項の航空機に乗り組んでその運航に従事する者以外の者の行う同条に規定する行為に適用される場合に限る。）の規定」を加える。

附　則

この政令は、平成二十八年十二月二十一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百四十二号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第五条第八項及び第十七条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十八年十月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

別表の四の項㈢中「モルディブ」の下に「、ラオス」を、「サウジアラビア」の下に「、エチオピア」を加える。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
外務大臣　岸田　文雄
防衛大臣　稲田　朋美